9　船舶所有者の金銭上の保証が取り消され、又は終了することとなる場合には、船員が事前に通知を受けることについて、国内法令において確保する。

10　船舶所有者の金銭上の保証が取り消され、又は終了する場合には、旗国の権限のある機関が金銭上の保証の提供者から通知を受けることについて、国内法令において確保する。

11　加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、金銭上の保証の提供者によって発給された金銭上の保証の証明書その他の証拠書類を船舶内に備えることを要求する。それらの写しは、船員が利用することができるように船舶内の目につきやすい場所に掲示する。二以上の金銭上の保証の提供者が保証を提供する場合には、各提供者が提供した文書を船舶内に備える。

12　金銭上の保証は、当該金銭上の保証の提供者が旗国の権限のある機関に対し少なくとも三十日前に通知しない限り、当該金銭上の保証の有効期間の満了前に終了しない。

13　金銭上の保証は、対象となる契約上の請求であって当該書類が有効である期間中に生じた全てのものについての支払を定める。

14　金銭上の保証の証明書その他の証拠書類には、付録A四―Iに掲げる情報を含める。これらの文書は、英語で作成し、又は英語による訳文を付する。

A 2.1 4.2　基準の次に次のA 2.2 4.2基準を加える。

A 2.2 4.2　基準　契約上の請求の取扱い

1　A 2.1 4.2基準8の規定及びこの基準の規定の適用上、「契約上の請求」とは、国内法令、船員の雇用契約又は団体交渉の合意に規定する職業上の負傷、疾病又は危険に起因する船員の死亡又は長期の障害に係る請求をいう。

2　A 2.1 4.2基準1(b)に規定する金銭上の保証の制度は、社会保障制度若しくは保険又は基金その他これに類似する制度の形式をとることができる。この形式については、加盟国が関係のある船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。

3　迅速かつ公正な手続を通じて、A 2.1 4.2基準8に規定する補償に関する契約上の請求を受領し、取り扱い、及び公平に解決するための効果的な措置がとられていることについて、国内法令において確保する。

第2　規則B 2.1 4.2指針　船舶所有者の責任」を「B 2.1 4.2指針　船舶所有者の責任」に改め、同規則B 2.1 4.2指針1中「A 2.2 4.2基準3(a)」を「A 2.1 4.2基準3(a)」に改め、同指針の次に次のB 2.2 4.2指針を加える。

B 2.2 4.2指針　契約上の請求の取扱い

1　契約上の請求の支払の当事者が、付録B四―Iに規定する受領及び免除の様式のひな形を用いることができることについて、国内法令において定めるべきである。

付録A五―Iの前に、次の付録A二―I、付録A四―I及び付録B四―Iを加える。

付録A二―I　第A 2.5 2.2規則2の規定に基づく金銭上の保証の証拠

(a)　(b)

船名

船籍港

(c)　(d)

船舶の国際海事機関船舶識別番号

(e)

金銭上の保証の提供者の氏名又は名称及び住所

(f)

船員の救済の要請の取扱いについて責任を負う者又は団体の連絡先

(g)

船舶所有者の氏名又は名称

(h)

金銭上の保証の有効期間

(i)

金銭上の保証の提供者による当該金銭上の保証がA 2.5.2 2.2基準に定める要件を満たすことの証明

付録A四―I　第A 2.5 2.2規則2の規定に基づく金銭上の保証の証拠

1　A 2.1 4.2基準14の規定に基づく金銭上の保証の証明書その他の証拠書類には、次に掲げる情報を含める。

(a)　船名

(b)　船籍港

(c)　船舶の呼出符号

(d)　船舶の国際海事機関船舶識別番号

(e)　金銭上の保証の提供者の氏名又は名称及び住所

(f)　船員の救済の要請の取扱いについて責任を負う者又は団体の連絡先

(g)　船舶所有者の氏名又は名称

(h)　金銭上の保証の有効期間

(i)　金銭上の保証の提供者による当該金銭上の保証がA 2.1 4.2基準に定める要件を満たすことの証明

付録B四―I

受領及び免除の様式のひな形

B 4.2.2指針に規定するもの

船舶（船名、船籍港及び国際海事機関船舶識別番号）……

事件（日付及び場所）……

船員／法定相続人／被扶養者……

船舶所有者……

私［船員］［船員の法定相続人／被扶養者］㊟は、［私の］［当該船員の］㊟雇用条件に従い身体の障害／死亡に対する契約上の補償を支払う船舶所有者の義務を履行する［通貨及び金額］の受領をここに確認するとともに、当該船舶所有者に対し、当該雇用条件に基づく義務をここに免除する。

その支払は、請求についての責任を認めることなく行われるとともに、利用可能であり、かつ、当該事件から生ずる過失、不法行為、法令に基づく義務の違反その他の法律上の救済に関する法律上の請求を追求する［私］［当該船員の法定相続人／被扶養者］㊟の権利を害することなく受領される。

日付……

船員／法定相続人／被扶養者……

署名……

受領の確認のために

船舶所有者／船舶所有者の代理人……

署名……

金銭上の保証の提供者

署名……

注　㊟　適当な場合には削除する。